# 「第10回ふるさと秋田文学賞」作品募集要項

## 1 募集作品

テーマ

秋田県を舞台、あるいは秋田県内の自然・文化・風土・人物・物産などを題材とします。

- 部 門
  - (1) 小説の部
  - (2) エッセイ・紀行文の部

## 2 応募規定

- ○原稿
  - 枚数

【小説】・・・・・・・・A4判の400字詰め原稿用紙換算で50枚以内(厳守) 【エッセイ・紀行文】・・A4判の400字詰め原稿用紙換算で10枚以内(厳守)

- ・原稿は縦書きとし、電子データでの応募は不可とします。 (ワープロ原稿はA4判横長の白紙に30字×40行の縦書きで印字し、400字 詰め原稿用紙換算枚数を明記すること。)
- ・日本語で書かれた自作未発表のものとします。

#### ○表紙

・応募作品には次の事項を明記した表紙を付けてください。

①応募部門、②題名(ふりがな)、③原稿用紙換算枚数、④氏名(ふりがな)、ペンネーム(使用する場合のみ)、⑤郵便番号、⑥住所、⑦電話番号、⑧年齢、⑨性別、⑩職業(学生の場合は学校名)、⑪引用または参考にした資料・文献、⑫募集を知ったきっかけ(過去に応募、リーフレット、公募ガイド、新聞、ウェブサイト名など)

## ○あらすじ

・【小説の部】は、200字程度にまとめた「あらすじ」を表紙の次ページに添付してください。

#### ○応募部数

・作品は、4部お送りください。(コピー原稿可。必ず通しページ番号を付け、表紙、 あらすじを書いた紙を添付の上、右肩をクリップ等で綴じること。)

## ○その他

- ・表紙、ワープロ原稿の様式は、ウェブサイト「美の国あきたネット」でダウンロー ドすることができます。
- ・〈表紙〉に記入された個人情報は、本文学賞に関するもの以外には使用しません。
- ・応募作品は一切返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・各部門一人1編に限り、同一部門への二重投稿は失格となります。
- ・入賞作品の著作権は主催者に帰属します。(ただし、主催者は著作者本人の意向を尊重し、作品を広められるよう配慮するものとします。)

## 3 応募資格

年齢・職業・国籍を問わず、どなたでも応募できます。

## 4 選考委員

<1次選考委員>

柴山 芳隆 氏 (秋田市在住の作家)

## <最終選考委員>(五十音順)

内館 牧子 氏 (秋田市出身 脚本家)

塩野 米松 氏 (仙北市:旧角館町出身 作家)

橋本 五郎 氏 (三種町:旧琴丘町出身 読売新聞特別編集委員)

## 5 賞

## (1)【小説の部】

ふるさと秋田文学賞…1編(正賞/賞状 副賞/賞金50万円) ふるさと秋田文学賞(佳作)…1編(正賞/賞状 副賞/賞金5万円)

# (2)【エッセイ・紀行文の部】

ふるさと秋田文学賞…1編(正賞/賞状 副賞/賞金20万円) ふるさと秋田文学賞(佳作)…1編(正賞/賞状 副賞/賞金2万円) ※入賞者には、後日、受賞作品集を贈呈します。

6 選考結果の発表

- ・令和5年10月中旬、入賞者に直接通知するとともに、ウェブサイトに掲載します。
- ・表彰式は、令和5年10月下旬~11月上旬に開催予定の読書活動啓発イベント(秋田市で開催)で行います。

## 7 作品募集期間

令和5年4月3日(月)から7月31日(月)まで ※郵送(当日消印有効)又は持参(平日午前9時~午後5時)してください。

## 8 主催

秋田県

## 9 応募・問合せ先

**∓** 010−8572

秋田県秋田市山王三丁目1番1号

秋田県観光文化スポーツ部 文化振興課 読書活動・文化芸術推進チーム 「ふるさと秋田文学賞」担当

TEL 018-860-1530 〈平日:午前9時~午後5時〉

・応募の宛名には「『ふるさと秋田文学賞』担当」を明記してください。